

別表六(二十九)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特例控除に関する明細書

別表六(二十九) 令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度		法人名			
雇用者給与等支給額 (25)	1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(三十)「26」)	12	円
比較雇用者給与等支給額 (32)	2		差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (3)と(7)のうち少ない金額) - (12) (マイナスの場合は0)	13	
雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3		法人税額の特例控除額の計算	中小企業者等税額控除限度額 (14)又は(15)	14
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$ (2) = 0 の場合は0)	4				
調整雇用者給与等支給額の計算	調整雇用者給与等支給額 (26)	5	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	17	
	調整比較雇用者給与等支給額 (33)	6	当期税額基準額 $(17) \times \frac{20}{100}$	18	
	調整雇用者給与等支給増加額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7	当期税額控除可能額 (16)と(18)のうち少ない金額)	19	
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	8	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉑」)	20	
	比較教育訓練費の額 (38)	9	法人税額の特例控除額 (19) - (20)	21	
	教育訓練費増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10			
	教育訓練費増加割合 $\frac{(10)}{(9)}$ (9) = 0 の場合は0)	11			
雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算					
国内雇用者に対する給与等の支給額	(22)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(23)のうち雇用安定助成金額	雇用者給与等支給額 (22) - (23) + (24) (マイナスの場合は0)	調整雇用者給与等支給額 (22) - (23) (マイナスの場合は0)	
22	23	24	25	26	
円	円	円	円	円	円
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	(28)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(29)のうち雇用安定助成金額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	
27	28	29	30	31	
・	円	円	円		
比較	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「21」欄</p> <p>中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特例控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「旧令和2年改正前措置法第42条の12の5第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00660」</p> <p>③ 「適用額」欄：「21」欄の金額</p> </div>				
調整比較					
比					
事業年度又は連					
34					
調整対象年度	円	円			円
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(注) 本別表は、令和4年4月1日以前に開始した事業年度が対象となります。</p> <p>令和4年4月1日以後に開始する事業年度については、P35をご参照ください。</p> </div>					
比					